

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 (法学) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	GARCIA RAMIREZ DANIEL
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) A Comparative Criminal Justice Approach to the Creation of a Peacemaking Parole Model: The case study of Japan and Costa Rica			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主 査 (Name of the Committee Chair)		吉 中 信 人	
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)		MOUSOURAKIS GEORGE	
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)		SUN LU	
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)		鈴 木 喜 久	
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)		松 原 英 世 (甲南大学)	
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本論文は、地域社会に根ざした処遇プログラムによる犯罪者改革を志向する刑事司法制度を有する2カ国を主な検討対象とした。研究の目的は、国際的な仮釈放法制の比較研究を通じてその基準を明らかにし、国内外の経験を取り入れた理念モデルを定立することであった。</p> <p>第1章では、比較仮釈放研究における主な課題を提示し、比較研究の対象を数カ国に限定する伝統的な研究の傾向、刑事司法における更生保護に対する批判、仮釈放評価における現在の慣行、東京ルールズの加盟国に対する比較基準の不在を指摘した。</p> <p>第2章の仮釈放と国際準則の検討を通じて、本研究は、刑罰論に見られる抑圧と支援の伝統的な区分が、国際的にも仮釈放モデルを規定していることを明らかにした。しかし、国際的な仮釈放研究の経験は、国内の実務を改善しうる信頼性を有しており、特に東京ルールズは、犯罪者の社会復帰を支援する実証的な基盤があるため、比較研究や将来の法整備に不可欠な貢献をしていると指摘する。本章で提示された比較基準は、ほとんどの仮釈放制度における仮釈放管理の具体的な側面を反映したものであるため、今後の比較検討が、犯罪者の管理と監督に最も関連する分野に焦点を当てることができ、この基準は、検討対象となった仮釈放制度における支援志向の実践の詳細な比較に寄与している。</p> <p>第3章と第4章における比較考察により、コスタリカと日本の仮釈放制度には、仮釈放の専門化、地域に根ざした処遇、支援措置の適用、地域社会との統合といった共通の原則があることが明らかになった。しかし、アプローチの決定的な違いから、日本の制度、特に規範の整備における明確な優位性も明らかにされた。それにもかかわらず、両制度とも、全く異なる犯罪環境において更生を促進する明白な兆候を示しており、様々な発展段階にある国家が支援志向型の仮釈放制度を導入する際に直面しうる多様な課題を明らかにしている。</p> <p>第5章では、具体的な方策を通じて、社会復帰、地域社会への参加、修復的正義、公正さを促進する、平和構築型仮釈放モデルを提示する。これは、世界の仮釈放制度の一般的特徴、東京ルールズの基準、日本とコスタリカの法律の長所と短所、社会復帰と平和構築の原則を考慮したものである。平和構築型仮釈放モデルは、国際協力と可能な限り広範な関係者による経験の共有に基づき、より公正で効果的な刑事司法の実践に向けた継続的な発展を促すものである。このモデルは、特に修復的司法プログラムとコミュニケーションにおけるグッドガバナンスの実践を、他国の立法からさらに取り入れることを目指している。</p>			

本研究は、抽象的な理念の鼓舞に終始することなく、この先の具体的な課題も自覚しながら、包圍集中的な角度から纏められた秀逸な論文であり、特に次の3点で高く評価できる。

1. 従来とは異なる2つの国を比較し、それぞれの国が、2つの異なる犯罪環境から、社会復帰型の刑事司法制度の研究にいかに関与しているかを示すことで、これらの課題に取り組んだこと。とりわけ、日本ではほとんど知られていないコスタリカの法制度から啓発を得たこと。
2. 本研究の方法論は、国際的な研究によって支持されている経験的に適切な実践としての社会復帰理念を強調し、今後の仮釈放モデルと比較研究の指針を示すことであったが、未完成ながら、施設収容の最終手段性と最小使用性を指導理念としつつ、平和構築型仮釈放モデル(Peacemaking Parole Model)というパラダイムを提示したこと。
3. 国際的な仮釈放の歴史と一般的な法律の検討を通じて、本研究では犯罪者支援の観点から比較基準を提示したこと。このことは、被害者支援のみならず、加害者の社会的包摂が、再犯を減少させ、彼らの社会的統合と次の被害者の減少を導くという、現実的で実現可能な方向性に示唆を与えたこと。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 6 年 2 月 15 日

備考 要旨は、A4版2枚（1,500字程度）以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed A4 size, 2 pages (about 500 words).)